

介護員養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領 (紛失等の取り扱いについて)

1 趣旨

熊本県立八代農業高等学校（以下「研修事業者」という。）の実施した訪問介護員養成研修（2級）、介護職員初任者研修（以下「養成研修」という。）の修了証明書及び修了証書（以下「修了証明書等」という。）の亡失・き損時の取り扱いに関しては、この要領の定めるところによる。

2 原則

修了証明書等を亡失し、又はき損し使用に耐えなくなった場合において、研修修了者より証明願があり、当該研修を修了し修了証明書等の交付を受けた事実が確認できる場合には、研修事業者は、本要領に定める方法により当該研修修了者が修了した旨の事実を証明するものとする。

3 方法

- (1) 研修事業者が研修修了者より修了証明書交付証明願（様式1）を受理した上で、修了証明書交付証明書（様式2）を交付するものとする。
- (2) 研修事業者が既に事業を廃止している場合、修了者名簿により研修を修了したことを確認できた修了者については、県高齢者支援課で研修修了証明書の交付を受けた者であることの証明書が発行されるので、申請すること（修了証明書の再発行ではないので注意すること。）。

県高齢者支援課代表 〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 (行政棟 新館4階) Tel : 096-333-2215 Fax : 096-384-5052

4 その他

その他、この要領に定めのないことについては、研修事業者が別に定めるところによる。

5 施行期日

この要領は、令和2年4月1日から施行する。